地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案新旧対照条文（抄）

○　診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（抄）【公布日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（業務上の制限） 第二十六条　（略） ２　診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一　（略） 二　多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エツクス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。）その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエツクス線を照射するとき。 三　多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエツクス線を照射するとき（前号に掲げる場合を除く。）。	（業務上の制限） 第二十六条　（略） ２　診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 一　（略） （新設） 二　多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエツクス線を照射するとき。